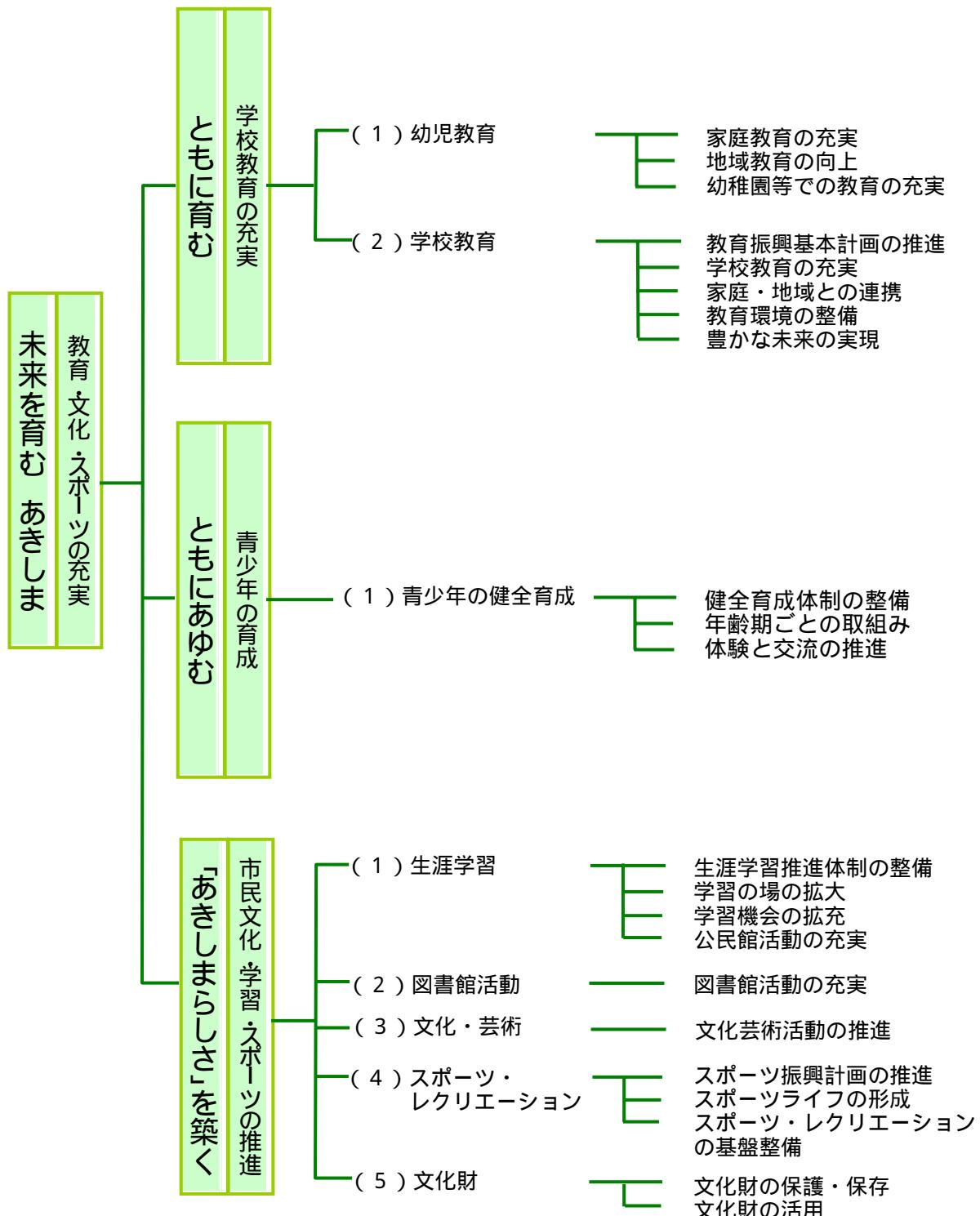


## 第3章

### 未来を育む あきしま（教育・文化・スポーツの充実）



## 1 ともに育む（学校教育の充実）

### （1）幼児教育

#### 【施策の目指す姿】

幼児一人ひとりの個性と能力が尊重され、地域全体で見守る中、いきいきと元気に成長しています。

#### 【現状と課題】

##### 【現状】

昭島の平成22年（2010年）4月1日現在の幼児（3歳～5歳）人口は2,850人で、このうち、幼稚園に入園している幼児は1,079人（37.9%）、保育園等に入園している幼児は1,504人（52.8%）全体で2,583人（90.6%）と、9割の幼児が幼稚園又は保育園等に在園しています。

少子化、核家族化が進行し、子ども同士が互いに影響しあって活動する機会が減少するとともに、都市化や情報化の進展により、子どもの生活空間に自然や広場といった遊び場が少なくなり、屋内の遊びが増加するなど、地域社会において子どもが育つ環境は変化しています。

核家族化の進行や地域におけるつながりの希薄化などにより、子育てに悩み孤立感を募らせたり、女性の社会進出が一般的になるなか、仕事と子育ての両立にストレスを感じてしまう親も少なくありません。また、長時間の労働などにより、親が子どもと一緒に過ごす時間が十分ではなくなっているとの指摘もあり、幼児教育の重要な場である家庭における子育て環境も変化しています。

中央教育審議会の平成17年（2005年）の答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の方向性」では、近年の幼児の育ちの現状として、基本的な生活習慣や態度が身についていない、他人とのかかわりが苦手である、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下しているなどの点が指摘されています。

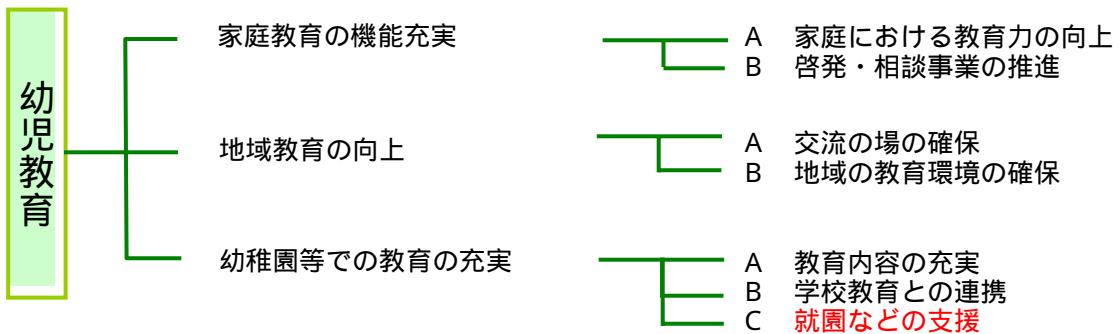
##### 【課題】

幼児教育をとりまく社会環境が大きく変化し、家庭や地域における教育力の低下が指摘されているなか、長期的な視野に立って家庭や地域の教育力の再生と向上をはかり、子どもの健やかな成長を支えていく必要があります。

親の子育てに対する不安やストレスを解消し、子育てに対する喜びや生きがいを取り戻して、子どものよりよい育ちにつなげていける、効果的な子育て支援が求められています。

家庭、地域、幼稚園や保育園などが交流を深め、それぞれの教育機能が連携し、幼児の日々の生活や学び、発達の連続性が確保され、その成果が小学校以降に効果的につながるような環境の整備が必要となっています。

## 【施策の体系】



## 【基本施策】

施策名	主な取組の内容
家庭教育の機能充実	<p>A 家庭における教育力の向上 乳幼児期の子どもを持つ親を対象とした各種講座を開催し、児童教育に関する情報の提供に努め、家庭における教育力の向上をはかります。 親子スポーツ教室などを開催し、親子がともにふれあい、信頼関係を築いていくとともに、子どもの成長を実感できる機会の充実に努めます。</p> <p>B 啓発・相談事業の推進 児童教育の大切さはもとより、子育ての意義や親の役割、男女が相互に協力して家庭を築くことの重要性などの啓発に努め、将来にわたる子どもの健やかな成長を確保します。 子ども家庭支援センター や子育て広場 、つどいの広場 を活用し、子どもの保育や教育に対する情報の提供と相談事業の充実に努めます。</p>
地域教育の向上	<p>A 交流の場の確保 児童センターの活用をはかるとともに、地域の自主的な活動を支援し、親同士の情報交換と交流の場の確保に努めます。 児童遊園や一時開放子ども 広場の適切な維持、管理に努め、子ども同士が自然の中で遊び、交流する環境の確保をはかります。 保育園や幼稚園に通園していない児童に対しては、児童センターなどを活用し、集団活動などの機会や、子どもと親が交流する場の提供に努めます。</p> <p>B 地域の教育環境の確保 豊かな人間形成に向け、保育園や幼稚園、家庭、地域が一体となって、地域の健全な教育環境の確保に努めます。 地域における児童教育の自主的な活動を支援し、地域全体で子どもの育ちを支える環境の整備をはかります。</p>

幼稚園等での教育の充実	A 教育内容の充実 幼稚園などで培ってきた幼児教育のノウハウや成果を、家庭や地域における幼児教育に活用する環境の整備をはかります。 認定こども園制度を活用し、教育と保育の一体的な提供を進め、地域における子育てを支援するとともに、幼児教育の充実に努めます。 幼児教育を担う教職員などの研修を支援し、その資質や専門性の一層の向上をはかります。 保育園においては、遊びを通して、集団活動、体育、表現、製作などの教育的活動の充実に努め、学齢期に向けた子どもの健やかな成長を支えていきます。 B 学校教育との連携 幼児教育の成果を小学校以上の教育に連続してつなげていくため、学校教育との連携を推進します。 幼稚園や保育園と小学校が連携し、保護者や地域も含めた交流活動を積み上げ、幼児教育から小学校教育への円滑な移行だけでなく、双方の質の向上につなげていきます。 C 就園などの支援 幼稚園や保育園は、集団活動などを通して、家庭では体験できない幼児教育の実践の場となります。引き続き、幼稚園等での幼児教育を奨励するとともに、保護者の経済的負担の軽減に努めます。 引き続き、国や東京都に対し、保護者の経済的負担の軽減などに関する制度の充実を要請します。
-------------	---

#### 【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
就学前に保育園や幼稚園などに入園している児童の割合（3歳～5歳）	90.6% 1	↗	↗
育児講座の参加者数	610人 2	↗	↗

1 子育て支援課（平成22年4月1日）による。

2 事務報告書（平成20年度）による。

## (2) 学校教育

### 【施策の目指す姿】

安全で質の高い学習環境が整備され、地域が学校を支えるなかで、確かな学力と豊かな人間性、健やかな体がバランス良く身についた「たくましい昭島っ子」が育ち、社会に貢献しています。

### 【現状と課題】

#### 【現状】

昭島では平成22年(2010年)5月1日現在、市立小学校15校に5,842人の児童が、市立中学校6校に2,576人の生徒が通っており、1学年あたりの学級数は小学校で2.3学級、中学校で4.3学級となっています。また、小学校の教員1人あたりの児童数は19.0人、1学級あたりの児童数は28.5人で、中学校の教員1人あたりの生徒数は17.4人、1学級あたりの生徒数は33.0人となっています。

市立学校の屋外運動場の面積は、小学校の平均で8,354m<sup>2</sup>、中学校の平均で9,716m<sup>2</sup>となっています。また、小学校には700m<sup>2</sup>以上、中学校には900m<sup>2</sup>以上の体育館があり、全校が25m×10m以上のプールを有しています。

昭島市では小中学校で給食を実施しており、12校(小学校9校、中学校3校)が共同調理場方式で、9校(小学校6校、中学校3校)が自校給食方式で給食を提供しています。

都市化、少子化の進展や経済的な豊かさの実現など、社会が成熟するなかで、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。またそれにともない、子どもの学ぶ意欲や学力・体力も低下し、児童の問題行動なども発生しています。

経験豊かな教員が大量に退職する時期を迎え、質の高い教育を提供していくためには、教育の担い手である教員の指導力の向上が重要となっています。また、子どもの指導に十分時間を確保できないといった教員の現状もあります。

昭島市教育委員会では、平成22年(2010年)に、教育振興のための施策に関する基本的な計画として教育振興基本計画を策定し、学校教育と生涯学習の総合的な振興をはかっています。

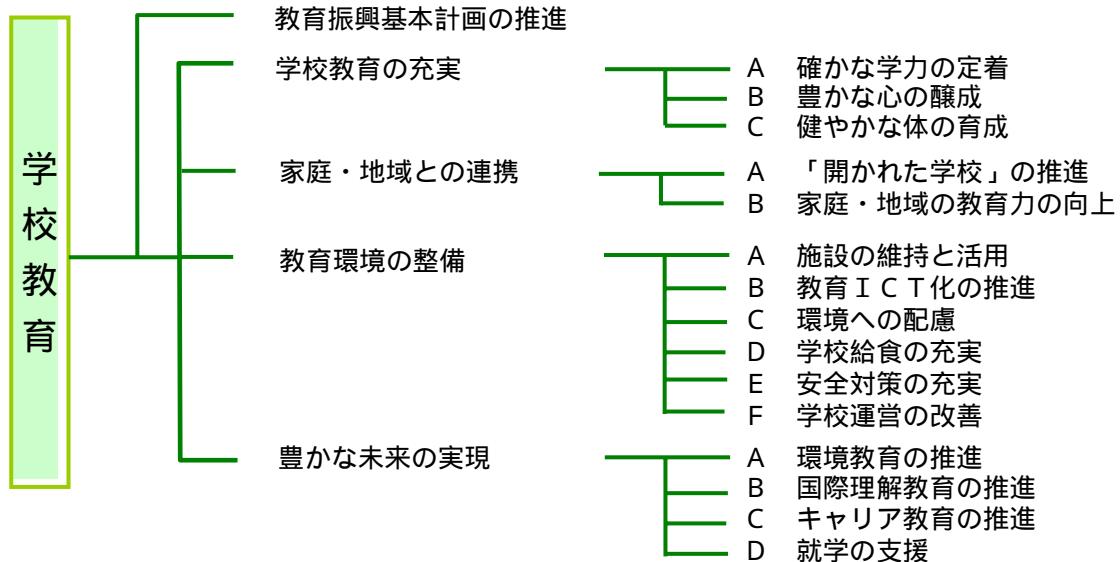
#### 【課題】

教育に対するニーズの高まりや、価値観・倫理観などの変化を背景に、学校は多くの深刻な課題を抱えています。これらに対応していくため、家庭、学校、地域が相互に連携し、地域全体で学校を支える仕組みを整えることが必要となっています。

質の高い教育を提供していくため、教員養成や研修などにより教員の資質や能力の向上に努めるとともに、教員が一人ひとりの子どもに十分に向き合うことができる環境の整備が求められています。

大きな可能性を持つ子どもたちが未来をたくましく切り拓いていくように、子どもたちの確かな学力を育み、豊かな心を醸成し、健やかな体を育てていくことが求められています。

## 【施策の体系】



## 【基本施策】

施策名	主な取組の内容
教育振興基本計画の推進	ふるさと昭島の自然や文化を愛し、社会に主体的に貢献できる「たくましい昭島っ子」の育成に向け、教育振興基本計画の総合的な推進をはかります。
学校教育の充実	<p>A 確かな学力の定着</p> <p>家庭での学習の習慣化を促進し、基礎・基本を重視した学習指導の充実に努めるとともに、学習のつまずきを早期に立て直すため補習指導に取り組み、新学習指導要領の着実な実施をはかります。</p> <p>児童・生徒の興味や関心、意欲を高める「分かる授業」を目指し、習熟度別の少人数指導やチームティーチング などに取り組み、個に応じた学習指導の充実に努めます。</p> <p>教員の経験や能力に応じた研修の充実に努めるとともに、OJT の実施などにより経験豊かな教員の実践的知識や指導技術を若手教員に引き継ぎ、教員の力量を高め、指導力の向上をはかります。</p> <p>児童・生徒に対する情報教育を推進し、ICT を活用する能力の育成をはかるとともに、家庭や地域と連携し、情報社会で適正に活動するための基礎となる考え方や態度の習得に努めます。</p> <p>学校図書館の充実に努めるとともに、図書ボランティアなどの活用を推進し、児童・生徒の読書活動の活性化をはかります。</p> <p>特別な支援を必要とする児童・生徒が、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を克服していくように、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育 の推進に努めます。</p> <p>小中学校での学習の連続性を踏まえ、教育課程における小中連携を推進します。</p>

## B 豊かな心の醸成

他人を尊重し、認め合うとともに、進んで社会に貢献するなど、児童・生徒が社会の責任ある一員として生きる自覚を促し、そのために必要な資質を養うため、学校での教育活動全体を通して心の教育を推進します。

児童・生徒の豊かな情操や規範意識、公共の精神などを育むため、道徳教育や人権教育などの充実をはかります。

集団宿泊活動や奉仕体験活動、文化芸術活動など、他人や社会、自然環境との直接的なかかわりがもてる体験活動の充実をはかります。

スクールカウンセラーの活用や教育相談体制の充実に努め、教育相談を必要とするすべての児童・生徒が適切な相談を受けられる環境の整備をはかるとともに、問題行動を起こす児童・生徒に対しては、しっかりとした指導を実施します。

関係機関と連携し、学校に適応できない児童・生徒の教育機会の充実に向けた支援に努めます。

## C 健やかな体の育成

児童・生徒の発達段階に応じた適切な体育・保健体育の授業の実施をはかるとともに、家庭科や特別活動などをはじめ、学校全体で、体育や健康に関する指導の充実に努めます。

家庭や地域と連携し、協力して、児童・生徒の健康の保持・増進に関する実践力の育成に努めます。

健康診断の適切な実施をはかり、児童・生徒の健康の保持や疾病の早期発見に努めます。

部活動は、責任感や連帯感を育むとともに学習意欲の向上にもつながります。特に、生徒の体力向上にとって、運動部活動の果たす役割は大きいものがあり、中学校運動部活動の振興により、体力の向上をはかります。

児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健康な体を育んでいくため、食育の推進をはかります。食育の推進にあたっては、単に「食」のみへの取組みだけでなく、命の源である「食」を支える「農業」への理解を深める食農教育として位置づけ、その充実に努めます。

## 家庭・地域との連携

### A 「開かれた学校」の推進

家庭や地域との連携を強化し、地域に開かれた学校の推進に努め、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかに育む環境を整備します。

保護者や地域住民の参画をはかり、地域に開かれた信頼される学校づくりを進め、家庭、地域と一体となった学校の活性化をはかります。

学校評議員制度の活用をはかり、地域の声が学校運営に反映される環境の整備に努めます。

	<p><b>B 家庭・地域の教育力の向上</b></p> <p>家庭は、子どもたちが基本的な生活習慣などを身に付け、家族愛のなかで心の居場所を見出す大変重要な場です。家庭教育の自主性を尊重しつつも、家庭との連携を強化し、一体となって家庭教育の充実に努めます。</p> <p>地域や関係機関と連携し、社会全体で家庭教育を支援し、すべての親が自信を持って、安心して家庭教育ができる環境の整備をはかります。</p> <p>地域は、子どもたちが、友達との遊びや世代の異なる様々な人とのふれあいを通して、自立心や自制心を培う場となり、学校教育が効果的に展開される基盤となります。地域との連携と協力を強化し、子どもたちが成長し、発達していく場となる地域の教育力の向上に努めます。</p> <p>地域の人材や学校支援のボランティアの活用をはかり、授業や放課後の学習活動、学校行事や部活動の充実に努めます。</p>
<p><b>教育環境の整備</b></p>	<p><b>A 施設の維持と活用</b></p> <p>学校の耐震化は平成 23 年（2011 年）度に終了しますが、引き続き、校舎やトイレの改修、除湿温度保持機能の復旧工事などを計画的に進めます。</p> <p>体育館やプールの計画的な維持、管理に努めるとともに、これらの施設の地域開放を推進します。</p> <p>余裕教室の効果的な活用をはかり、時代の変化に対応した、より豊かな教育環境の整備に努めます。</p> <p>児童・生徒が使いやすい施設を目指すとともに、学校施設の地域開放を踏まえ、ユニバーサルデザインに配慮し、施設のバリアフリー化を進めます。</p> <p>施設の安全点検や環境衛生検査の適切な実施をはかり、安全で快適な教育環境の維持に努めます。</p> <p><b>B 教育 I C T 化の推進</b></p> <p>平成 21 年（2009 年）度に策定した教育 I C T 化の推進方針書に基づき、学校の I C T を推進し、効率的な校務処理の実現による教員の負担軽減をはかるとともに、児童・生徒一人ひとりに対応した、きめ細かな指導の充実に努めます。</p> <p>I C T を活用した教科指導を推進し、豊富なデジタル教材を活用した分かりやすい授業や習熟度に応じた指導の充実に努めます。</p> <p>I C T の活用により、学校情報の積極的な提供と、地域、保護者、学校の情報連携の充実に努め、開かれた学校の推進をはかります。</p> <p>教育 I C T の推進にともない、児童・生徒への情報教育の充実に努めるとともに、学校関係者の情報セキュリティ意識の向上に努め、学校が保有する情報の安全な管理を徹底します。</p>

- 
- |          |   |
|----------|---|
|          | <p>C 環境への配慮<br/>学校の緑化に努め、緑豊かな環境の整備をはかります。<br/>太陽光発電など新エネルギーの導入や、校庭の芝生化など、環境に配慮した整備をすすめます。</p> <p>D 学校給食の充実<br/>献立内容の工夫や米飯給食の充実、個別食器の採用などを進め、できる限り手作りにこだわった、豊かで楽しい給食の提供に努めます。<br/>安全な給食の提供を第一に、食材の適切な選定や、食品衛生検査などの充実をはかり、安全衛生基準の徹底に努めます。<br/>学校給食施設の計画的な維持、管理に努めるとともに、今後の施設のあり方に関する検討を進めます。<br/>学校給食の食材として、新鮮で安全な地場農畜産物の積極的な活用をはかります。<br/>地場農畜産物の活用を食農教育 の機会としてとらえ、児童・生徒の地域の農業への関心と理解を深めていきます。<br/>食の大切さや学校給食の役割、家庭での食事の重要性などについての啓発に努め、家庭における食育 の推進をはかります。</p> <p>E 安全対策の充実<br/>万一の事態に備えた防災・防犯訓練の実施などに努め、校内における児童・生徒の安全対策を徹底します。<br/>校外において、児童・生徒が事件や事故に巻き込まれないように、上下校時の見守りなど、地域と連携した安全対策の充実をはかります。</p> <p>F 学校運営の改善<br/>学校が自ら行う自己評価に加え、保護者や学校評議員 等による関係者評価、学識経験者等による第三者評価など、学校評価システム の確立をはかり、結果を公表するとともに、学校運営の改善につなげていきます。<br/>「昭島市立学校適正規模適正配置等審議会」の答申を踏まえ、引き続き、学校の規模や配置の適正化について検討を進めます。</p> |
| 豊かな未来の実現 | <p>A 環境教育の推進<br/>児童・生徒が環境問題に強い関心と深い理解を持ち、主体的に取り組むことができるよう、環境教育を推進します。</p> <p>B 国際理解教育の推進<br/>児童・生徒が広い視野を持ち、異文化に関する理解を深め、世界の人々と協調して生きていく態度を身に付けることができるよう、国際理解教育を推進します。<br/>国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考え方や意思を伝えることができる基礎的な力を養成するため、段階に応じ、外国語によるコミュニケーション能力の育成をはかります。<br/>国際理解教育の推進に向け、児童・生徒が海外の人とふれあう機会や、生徒が海外の学生と相互に交流する機会の提供に努めます。</p>  |
-

C キャリア教育 の推進

児童・生徒の望ましい勤労観や職業観を育み、将来の進路目標につなげていくため、キャリア教育を推進します。

キャリア教育の推進により、自立した社会人、職業人として生活していくために必要な資質や能力の育成に努めます。

小学校段階から、発達段階に応じた体験活動の充実に努めます。

D 就学の支援

経済的理由により学用品費や給食費などの支出が困難な家庭を対象として、引き続き、就学援助を実施します。

経済的理由により高校や大学への就学が困難な生徒を対象とした、奨学金制度の充実に努めます。

【政策指標】

指標名		現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
家庭学習の習慣が身についていると回答した児童・生徒の割合	小学校	66.4%	➡	➡
	中学校	37.9%	➡	➡
相談できる先生がいると回答した児童・生徒の割合	小学校	52.9%	➡	➡
	中学校	35.5%	➡	➡
学校で学んだ食事や栄養についての知識を日常生活で活かしていると回答した児童・生徒の割合	小学校	60.6%	➡	➡
	中学校	43.8%	➡	➡

学校関係者評価による（平成 20 年度）

## 2 ともにあゆむ（青少年の育成）

### （1）青少年の健全育成

#### 【施策の目指す姿】

心身ともに健康で、他者を思いやる心を持った青少年が、地域社会の一員として成長し、自らの可能性を十分に發揮しています。

#### 【現状と課題】

##### 【現状】

青少年期は、心身の発達に伴い、子どもから若者へと成長するとともに、社会の担い手として生活の基盤を確立し、社会へ参画・貢献していく時期として位置づけられています。青少年の定義は様々ですが、0歳からおおむね30歳未満までが該当するものとされ、平成22年（2010年）1月1日現在の昭島の当該人口は33,874人で、少子化の影響もあり、ここ10年間で、3,500人余り、9.6%の減となっています。

青少年が犯罪の被害者となる事件が相次ぐ一方、青少年による、これまででは考えられなかったような重大事件も発生し、青少年の安全で安心な成長に対する懸念が高まっています。こうしたことの背景として、家族や周囲との円滑な関係やコミュニケーションの欠如、不安定な就労環境、保護者の経済的な困難や周囲からの孤立などが指摘されています。

平成20年（2008年）に昭島警察署が補導した不良行為少年（非行少年には該当しないが、喫煙等の不良行為により補導された20歳未満の者）は702人となっています。補導数は、平成13年（2001年）をピークに、減少傾向にありますが、人口1,000人あたりの補導数を見ると、昭島警察署管内（64人）は多摩地域の平均（34人）を上回っています。

国は、平成20年（2008年）に新たな「青少年育成施策大綱」を策定し、一人ひとりの青少年の健やかな成長を保障する社会の実現を目指し、青少年育成施策の推進をはかっています。

##### 【課題】

青少年は、家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めた掛け替えのない存在です。こうした青少年が健やかに成長し、それぞれの可能性を最大限に發揮できるように、青少年の立場に立ち、現在の生活と将来の成長の両面を支援していくことが必要です。

青少年の健全育成については、0歳からおおむね30歳までの幅広い年齢層を対象としているため、幼年期、学童期、思春期、青年期及びポスト青年期の各年齢期ごとに、その特性や個人差に配慮し、各年齢期の連続性を重視するとともに、縦割りの対応を排除した総合的な施策の展開が求められています。

## 【施策の体系】



## 【基本施策】

施策名	主な取組の内容
健全育成体制の整備	<p>A 健全育成組織の充実 青少年の健全育成に関わる地域の活動を支援します。</p> <p>青少年の健全育成に関わるすべての組織の連携を深め、健全育成体制の充実に努めます。</p> <p>関係機関相互のネットワークを充実させ、情報の収集と提供をはかり、情報の共有と一体的な活用を進めます。</p> <p>青少年の健全育成に関わるすべての組織や個人が、青少年との信頼関係の上に、相互に協力しながらそれぞれの役割に取り組む体制の整備を進めます。</p> <p>B 相談活動の充実 専門の相談員による相談活動の充実に努め、青少年の育成を担う保護者が、必要なときに身近できめ細かな相談を受けられる環境を整備します。</p> <p>C 青少年団体の育成 子ども会や青少年グループなど、青少年が自ら参加し活動する団体の育成を支援します。</p> <p>小学生リーダーを始めとした段階的な青少年リーダーの育成をはかるとともに、その活用の場の充実に努めます。</p> <p>D 健全な社会環境の確保 青少年の事故や非行を未然に防ぐため、相談・指導体制を充実するとともに、非行防止などに関する市民への啓発に努めます。</p> <p>地域や関係機関との連携により、有害図書対策や薬物乱用防止啓発活動の推進をはかります。</p>

年齢期ごとの取組み	<p>A 一体的で連続した取組み 青少年の健全育成については、年齢期ごとの特性や個人差に十分配慮するとともに、各年齢期の連続性の確保をはかり、家庭や地域、関係機関と一緒にした取組みを進めます。</p> <p>B 乳幼児期 児童福祉や幼児教育に関する施策の展開により、幼児の心身の調和の取れた発達を支援し、健やかな成長の基礎形成をはかります。 地域全体で子育てを支援する環境の整備や保育サービスの充実など、ワーク・ライフ・バランス の実現により、子育て家庭の支援を進めます。</p> <p>C 学童期 学校教育の充実に向けた施策の展開により、確かな学力の定着、豊かな心の醸成、健やかな体の育成をはかります。 環境教育や国際理解教育、キャリア教育 などを推進し、青少年の社会的な自立や未来の成長につながる支援をはかります。</p> <p>D 思春期 家庭、地域、学校の連携により、日常生活能力や社会生活能力の習得を支援するとともに、勤労観や職業観、職業に関する知識や技能の育成をはかります。 思春期にある若者の特性に配慮し、適切な距離感により成長を支援し、必要となる社会規範や知識、能力を身に付け、大人への移行がスムーズに開始できるような環境の整備に努めます。 家庭や地域、関係機関の連携により、非行の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、思春期に多く見られる心の問題に対する相談体制の充実に努めます。</p> <p>E 青年期・ポスト青年期 就業や起業、職業能力の向上などの支援に努め、青少年の社会的自立を進めます。</p>
体験と交流の推進	<p>A 体験活動の充実 青少年が自然を直接体験できる機会を提供し、環境に対する興味や関心を高め、自然環境を大切にする心を育てます。 体験学習の充実に努め、他人と協調し、他人を思いやる心や、自尊感情の育成をはかります。 青少年が自ら計画して、主体的に判断し、協調して実現する、体験的な活動の場を設けます。</p> <p>B 交流活動の推進 青少年の交流事業の推進をはかり、幅広い視野と相互の理解を深め、自立心や国際理解力を養います。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
青少年フェスティバルの参加者数	21,000 人 1		
昭島警察署による不良行為少年の補導数	702 人 2		

1 事務報告書（平成 20 年度）による。

2 子ども育成課（平成 20 年）による。

### 3 「あきしまらしさ」を築く（市民文化・学習・スポーツの推進）

#### （1）生涯学習

##### 【施策の目指す姿】

誰もが自分の意思で、自由に学ぶことができる環境が整い、地域のつながりときずなを実感し、豊かな人生を送っています。

##### 【現状と課題】

###### 【現状】

内閣府が平成20年（2008年）に実施した生涯学習に関する世論調査によると、今後、生涯学習をしてみたいと回答した者の割合は7割を超えていました。また、その理由については、興味があり、趣味を広げ豊かにするため（59.1%）、健康・体力づくりのため（40.5%）、他の人との親睦を深めたり、友人を得るため（38.1%）が上位3項目（複数回答）となっています。

平成21年（2009年）に実施した市民意識調査では、生涯学習のなかで関心のあるものとして、ジョギング、テニス、ハイキングなどのスポーツ・レクリエーション（37.3%）、栄養、健康法などの健康管理のための学習（28.9%）、英会話、パソコンなどの資格や技能の習得のための学習（28.4%）が上位3項目（複数回答）となっています。

近年、生涯学習は、いわゆる「生きがい・教養」だけでなく、職業能力の向上や新たな技術等の習得、地域や家庭の教育力の向上、子どもたちの基本的な生活習慣の習得など、幅広い分野を担っており、生涯学習の充実により、一人ひとりの資質、能力の向上を通して社会全体の活性化をはかることが求められています。

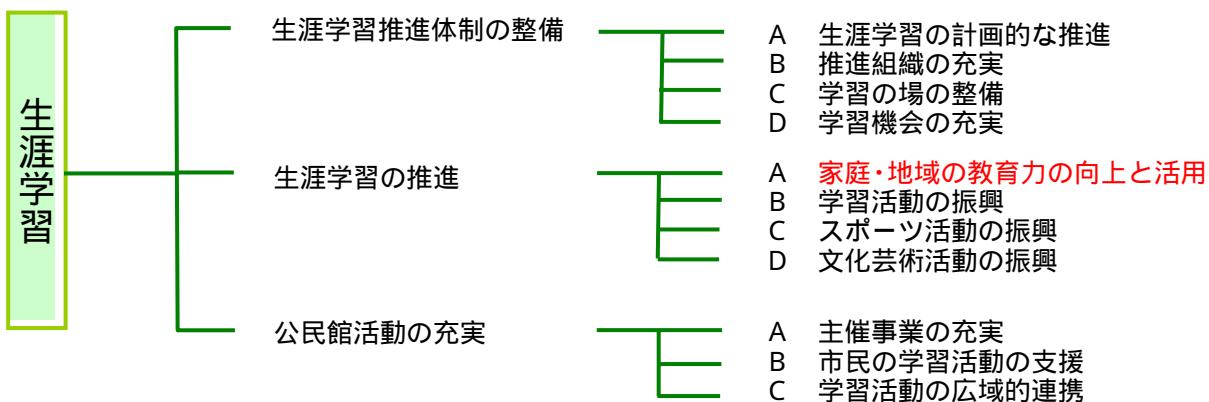
昭島市では、平成15年（2002年）に生涯学習推進計画を策定し、市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習を目標とし、その推進をはかっています。

###### 【課題】

すべての者が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を適切に活かすことができる生涯学習社会の実現が求められています。

学校、家庭、地域、行政が連携し、協力しながらそれぞれの教育力の向上に努め、社会全体で生涯学習の推進をはかる必要があります。

## 【施策の体系】



## 【基本施策】

施策名	主な取組の内容
生涯学習推進体制の整備	<p>A 生涯学習の計画的な推進</p> <p>生涯学習推進計画に基づき、引き続き、生涯学習の計画的な推進に取り組むとともに、同計画の計画期間を踏まえ、計画の見直し（第二次計画の策定）をはかります。</p> <p>教育振興基本計画に基づき、家庭や地域の教育力の向上と活用に努めるとともに、市民の学習活動、スポーツ活動、文化芸術活動の振興をはかります。</p> <p>B 推進組織の充実</p> <p>生涯学習校区協議会に関する情報の提供と啓発をはかり、協議会の組織の拡大と活動の充実に努めます。</p> <p>生涯学習を担う人材の発掘と育成に努めるとともに、生涯学習に関わる個人や団体のネットワーク化を推進します。</p> <p>C 学習の場の整備</p> <p>多目的な機能を有した社会教育複合施設の整備について、引き続き検討を進めます。</p> <p>市立会館や学校など、既存の公共施設の多目的な活用を進め、生涯学習の場の充実に努めます。</p> <p>D 学習機会の充実</p> <p>対象別、課題別の学習講座を多様な方法で開設し、学習機会の充実をはかります。</p> <p>多摩地区の大学や企業など地域の教育資源の積極的な活用をはかります。</p> <p>観光の振興は生涯学習の振興と密接な関連があります。体験的な観光の推進など、観光とコラボレーションした生涯学習の提供を進めます。</p>

生涯学習の推進	A 家庭・地域の教育力の向上と活用
	家庭の自主性を尊重しながら、家庭、地域、学校、関係機関との連携と協力により、家庭の教育力の向上に努めます。
	地域の人才やボランティアの活用をはかるとともに、家庭、地域、学校、関係機関が連携し、協力して地域ぐるみの教育を推進します。
	B 学習活動の振興
	市民の学習ニーズを的確に把握し、学習講座の充実をはかり、いつでもどこでも学ぶことのできる生涯学習社会の実現に向け、学習の機会と場の充実に努めます。
公民館活動の充実	C スポーツ活動の振興
	スポーツ振興計画を基本とし、誰もが生涯を通してスポーツを楽しみ、健康で明るい生活が送れるように、生涯スポーツ活動の振興に努めます。
	D 文化芸術活動の振興
	昭島市文化芸術の振興に関する基本方針に基づき、市民の文化芸術活動の振興をはかり、心豊かで活力ある昭島の実現に努めます。
	A 主催事業の充実
公民館活動の充実	対象別や課題別の各種講座など、市民の学習ニーズを的確に捉えた主催事業の充実に努めます。
	学習講座の企画、運営への参画を進めるなど、市民の主体的な活動による、生涯学習の推進をはかります。
	新たに公民館活動に参加しようとする市民が参加しやすい環境の整備をはかります。
	B 市民の学習活動の支援
	市民の自主的な学習活動の支援を進めるとともに、市立会館など、既存の施設を活用した地域公民館事業の充実に努めます。
公民館活動の充実	C 学習活動の広域的連携
	学習活動の広域的な連携をはかり、社会の変化に対応した学習活動の充実に努めます。

#### 【政策指標】

指標名		現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
各種学級・講座の参加者数	市民講座	140 人		
	市民大学	310 人		
	地域公民館事業	455 人		

事務報告書（平成 20 年度）による

## ( 2 ) 図書館活動

---

### 【施策の目指す姿】

図書館が地域に開かれた知の拠点として市民の学びを支え、暮らしに役立ち、人と本のよりよい出会いの場となっています。

### 【現状と課題】

---

#### 【現状】

市民図書館は本館と2つの分館、2つの分室、移動図書館で運営されています。平成22年(2010年)4月1日の蔵書数は329,971冊、個人登録者は25,911人で、登録率は22.8%となっていますが、登録率については減少傾向にあります。また、平成21年(2009年)度の貸出冊数は691,372冊で、市民一人当たり6.1冊となっています。

市民図書館では、録音図書の貸出しや対面朗読の実施など、図書館利用に障害のある方の読書活動を支援しています。また、図書館の資料や機能を活用して、利用者の調査・研究のための援助や情報提供(レファレンスサービス)を行なっており、平成21年(2009年)度には2,545件の相談を受付けています。

市民図書館では、小金井市と図書館システムを共同利用するとともに、福生市、あきる野市と相互利用を行うなど、広域的な連携を推進しています。

市民図書館では、平成19年(2007年)度に子ども読書活動推進計画を策定し、同計画に基づき、子どもと本とを「つなぐ」読書環境の整備を進め、子どもたちが本と出会い、自ら本を楽しみ、読書する力を身につけて、豊かな人間としてよりよく成長していくように、子どもの読書活動を支援しています。

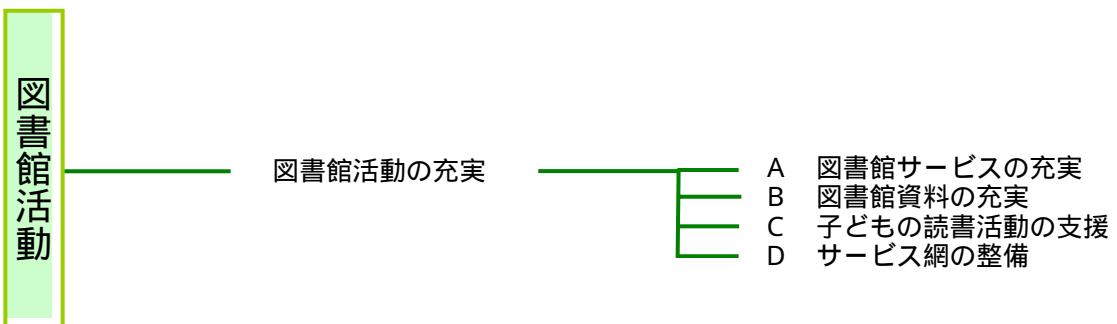
#### 【課題】

これから図書館では、閲覧や貸出、リクエストなどの基本的なサービスの充実だけでなく、経営の効率化、学校図書館や他の図書館との広域的な連携など、利用者の視点に立った事業の展開が必要となっています。

これから図書館には、読書活動を支援するだけでなく、地域の課題や市民が日常生活をおくる上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する社会教育施設としての役割が求められています。

市民図書館(本館)の敷地は、都市計画道路の事業区域となっており、事業化に伴い施設を移転する必要があります。事業化の推移や社会教育複合施設の整備計画などを踏まえ、中央図書館の建設について検討する必要があります。

## 【施策の体系】



## 【基本施策】

施策名	主な取組の内容
図書館活動の充実	<p>A 図書館サービスの充実</p> <p>隣接自治体との相互利用を推進するとともに、市民が利用しやすい図書館を目指し、サービスの充実に努め、利用者の利便性の向上をはかります。</p> <p>引き続き、図書館の利用に障害のある方の読書活動の支援に努めます。</p> <p>インターネットやデータベース、電子媒体などの有効な活用をはかるとともに、ホームページの充実に努め、地域の多様な情報源として、レファレンスサービスや地域の課題解決への支援を充実します。</p> <p>B 図書館資料の充実</p> <p>利用者のニーズや社会的要請を考慮し、図書館資料の充実に努めるとともに、図書館で利用しなくなった書籍などは、リサイクル本として、再利用を進めます。</p> <p>地域の課題や日常生活で生じた問題の解決に向け、必要となる資料や情報の適切な収集に努めるとともに、利用者が有効活用できるよう分類、目録、配架、展示等に配慮し、付加価値を高めた提供に努めます。</p> <p>C 子どもの読書活動の支援</p> <p>子どもと本の出会いから読書習慣の確立に至るまで、子どもの発達段階に応じ、家庭、学校、地域と連携し、子どもと本をつなぐ読書環境の整備を進めます。</p> <p>D サービス網の整備</p> <p>多様化する市民ニーズに対応するため、社会教育複合施設の整備計画や図書館の全体的な計画を勘案するなかで、拠点的機能を有した中央図書館の検討を進めていきます。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
市民の登録率	22.8% 1		
市民 1 人あたりの貸出冊数	6.1 冊 2		

1 市民図書館（平成 22 年 4 月 1 日）による。

2 市民図書館（平成 21 年度）による。

### (3) 文化・芸術

---

#### 【施策の目指す姿】

あきしまの地域に根ざした市民文化がいきいきと花開き、誰もが文化芸術を身近で味わい、豊かで潤いのあるくらしを実感しています。

#### 【現状と課題】

---

##### 【現状】

国は、**文化芸術振興基本法の規定に基づき**、平成 19 年（2007 年）に文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 2 次基本方針）を策定し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進をはかっています。

昭島市では、市制施行 50 周年を記念し、「彫刻銀河」として、総合スポーツセンターに昭島ゆかりの彫刻家 7 名の作品を常設しています。また、昭島の郷土芸能を一堂に会した「郷土芸能まつり」を市民や企業との協働により開催したり、市役所庁舎で市民ロビーコンサートを実施するなど、市民が文化芸術活動を発表する場や身近で文化芸術に触れる機会の提供に努めています。

昭島市では、現在、多くの市民が日常的に、公民館や市立会館などをを利用して活発に文化芸術活動を行っています。こうした市民の日頃の活動は、毎年 10 月中旬から 11 月初旬にかけて開催される市民文化祭でその成果が発表されています。この市民文化祭は 80 を超える市民や団体が参加し、演奏・演芸、展示、対局・つどいなど多彩な催物が実施され、その企画・運営は、各部門から選出された運営委員によって担われています。毎年、延べ 1 万 5 千人を超える市民が鑑賞に訪れ、市民相互の交流の場ともなっています。

平成 21 年（2009 年）度に実施した市民意識調査では、この 1 年間に音楽、演劇、美術などを外出して鑑賞したことがある市民の割合は 46.9% となっており、「興味はあるが、機会がない」「近くで鑑賞する機会があれば、鑑賞したい」と興味を示した市民の割合は 34.8%、「興味がない」とする市民は 15.0% となっています。

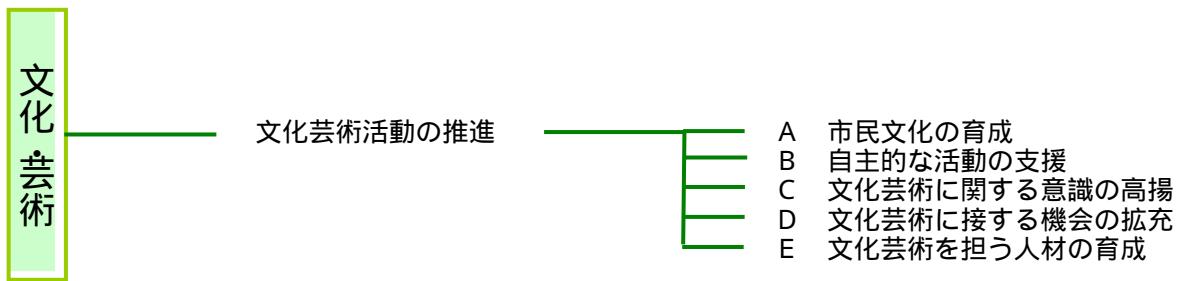
昭島市では、平成 20 年（2008 年）に、昭島の文化芸術の振興をはかるため、昭島市文化芸術振興基本条例を制定するとともに、同条例に基づき、平成 22 年（2010 年）に文化芸術の振興に関する基本方針を策定し、今後の文化芸術振興施策の方向性を明らかにしました。

##### 【課題】

これまで地域で培われてきた、地域に根ざした多様な文化芸術の振興は、昭島の文化芸術が発展していく源泉となります。市民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を行うことができる環境の整備が求められています。

文化の多様性の理解に向けた国際理解教育や文化芸術に関する教育の充実に努め、子どもの豊かな心や感性を養うとともに、創造力やコミュニケーション能力を育み、国際社会で活躍する人材や地域文化の担い手を育成することが求められています。

## 【施策の体系】



## 【基本施策】

施策名	主な取組の内容
文化芸術活動の推進	<p><b>A 市民文化の育成</b> 地域の文化力の向上に努め、あきしましさを育み、地域に根ざした市民文化の育成をはかります。 市民が文化芸術に親しみ、感動や喜び、やすらぎなどを享受することができるよう、市民が身近な場所で文化芸術に触れることができる環境の整備に努めます。 他の自治体との広域的な連携や、文化団体、芸術家とのネットワークの形成を進めるとともに、文化芸術に関する情報の収集と提供の充実に努めます。</p> <p><b>B 自主的な活動の支援</b> 生涯学習としての文化芸術関連事業の提供や高齢者の豊かな知識や経験が活用できる場の提供をはかるとともに、障害者の文化芸術活動の支援に努めます。 活動場所の提供や発表機会の拡充など、文化芸術活動団体への支援に努めます。 既存施設の利用に関する利便性の向上や、学校施設などの有効活用に努め、市民の文化芸術活動の場の拡充をはかります。</p> <p><b>C 文化芸術に関する意識の高揚</b> 文化芸術に関する市民の关心と理解を高め、市民一人ひとりが文化芸術を身近に感じ、親しむことができるまちづくりを進めます。 市民が幅広く文化芸術の魅力を理解し、豊かな感性や創造力を養うことができる環境の整備をはかります。 市民の文化芸術に関する意識を高め、人材育成を進める観点から、文化芸術に関する顕彰制度の検討を進めます。</p>

#### D 文化芸術に接する機会の拡充

文化芸術のすばらしさを感じ、受け止めることのできる豊かな感性や創造力を育むため、身近なところで文化芸術に接する機会の提供をはかります。

多感な時期を過ごす子どもたちの豊かな心や感性を養うため、子どもたちが優れた文化芸術作品に触れ、文化芸術の魅力を理解する機会の拡充に努めます。

昭島ゆかりの芸術家の作品発表会を開催するなど、地域につながりのある文化芸術に接する機会の充実に努めます。

#### E 文化芸術を担う人材の育成

現在、文化芸術活動を担っている人や団体への支援に努めるとともに、将来の昭島の文化芸術を担う人材の確保と育成をはかります。

文化芸術に関する指導者や専門家への支援をはかるとともに、これらの人材の活用と長期的視野に立った育成に努めます。

#### 【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
この1年間に、音楽・演劇・美術などを外出して鑑賞したことがある市民の割合	46.9% 1	↗	↗
市民文化祭の参加者数	16,659人 2	↗	↗

1 市民意識調査（平成21年度）による。

2 事務報告書（平成20年度）による。

## (4) スポーツ・レクリエーション

---

### 【施策の目指す姿】

市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツやレクリエーションに親しみ、交流を深め、心身ともに健康で明るく豊かな生活をおくっています。

### 【現状と課題】

---

#### 【現状】

情報化の進展や科学技術の高度化などにより、人間関係が希薄となり、精神的なストレスが増大したり、日常生活において体を動かす機会が減少し、体力が低下するなどの、心身両面にわたる健康上の問題が指摘されています。

スポーツやレクリエーションに親しむことは、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進につながり、高齢化の進展や生活が便利になり体を動かす機会が減少した現代社会においては、極めて大きな意義があります。

平成21年(2009年)度に実施した市民意識調査では、スポーツやレクリエーションをほとんどしていない市民の割合は50.5%となっています。また、市民がスポーツやレクリエーションをしている頻度は、月1回程度が12.1%、週1回程度が24.7%、毎日が11.8%となっています。

昭島市では、すべての市民が年齢や体力に応じて、スポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、「スポーツ振興計画」を策定し、すべての市民がより健やかに、より豊かになる地域スポーツ社会の形成を進めています。

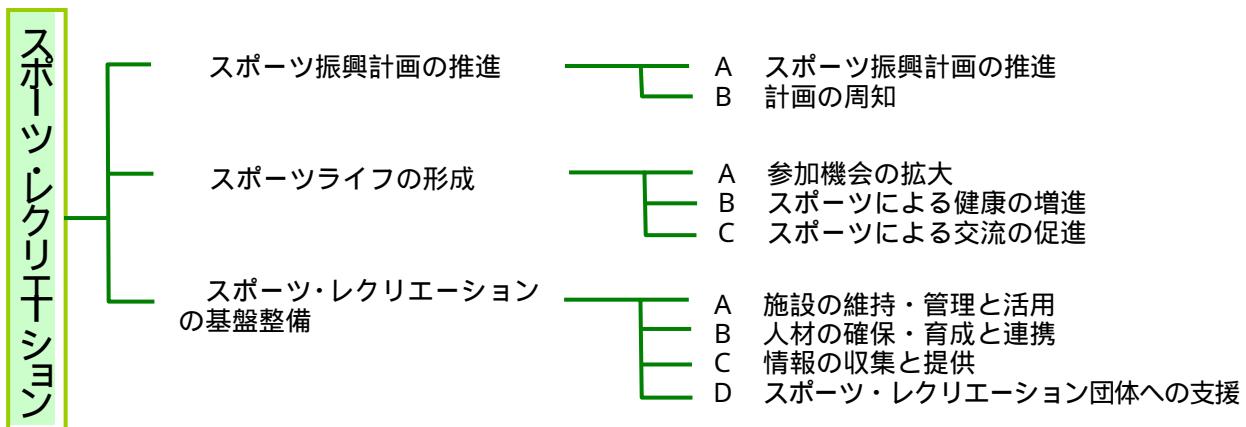
#### 【課題】

スポーツやレクリエーションをしていない市民や、機会の少ない市民の誰もが、自らの健康状態や運動能力に応じて、自分に適したスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境の整備が求められています。

スポーツを持続的に行うためには、地域の人々が一緒に楽しく、いつまでもスポーツができる環境を整えていくことが大切です。このため、様々な世代が、様々なスポーツを行うことができ、地域の住民が中心となり自主的に運営していく「総合型地域スポーツクラブ」の育成を進める必要があります。

---

## 【施策の体系】



## 【基本施策】

施策名	主な取組の内容
スポーツ振興計画の推進	<p>A スポーツ振興計画の推進 スポーツ振興計画の推進をはかり、すべての市民がより健やかに、より豊かになる地域スポーツ社会の形成を推進します。</p> <p>B 計画の周知 スポーツ振興計画の周知に努め、市民のスポーツに関する意識の高揚をはかり、スポーツへの参加を推進します。</p>
スポーツライフの形成	<p>A 参加機会の拡大 スポーツをしていない市民やほとんどしていない市民の参加を促進するため、初心者や勤労者、女性を対象としたスポーツ教室の充実をはかります。 障害者のスポーツへの積極的な参加とスポーツを通じた地域参加を支援します。 ライフステージに応じたスポーツの普及に努め、身近で気軽にスポーツに親しめる環境の整備をはかります。</p> <p>B スポーツによる健康の増進 「自らの健康は自ら守る」という、市民の自主的な健康づくりを支援するため、健康の維持・増進、技術・競技力の向上、生活習慣病・介護予防など、市民のライフステージに応じた生涯スポーツの普及をはかります。</p> <p>C スポーツによる交流の促進 昭島だけでなく、周辺都市などで開催される様々なスポーツ大会やイベントなどの開催を支援し、スポーツを通じた交流の促進に努めます。 地域の様々な世代が参加し交流するスポーツ大会の開催や地域のスポーツ団体相互の交流を目的とした大会の開催などを推進し、地域における交流を促進します。</p>

<p>スポーツ・レクリエーションの基盤整備</p>	<p>A 施設の維持・管理と活用</p> <p>スポーツ・レクリエーションの場として提供している既存施設の適切な維持管理に努めるとともに、施設利用の利便性の向上に努めます。地域のスポーツ・レクリエーションの活動拠点として、地域における身近な公共施設である学校施設の有効活用をはかります。民間スポーツ施設や国営昭和記念公園などの効果的な活用を推進します。</p> <p>B 人材の確保・育成と連携</p> <p>地域のスポーツ・レクリエーションの振興を支える人材の確保と育成をはかるとともに、地域で活動する団体の組織化、ネットワーク化を推進します。</p> <p>地域のスポーツ・レクリエーションを支える指導者の育成と支援に努めます。</p> <p>トップアスリートやスポーツトレーナー、スポーツドクターなど、技術力や専門性の高い人材の確保に向けた連携の推進に努めます。</p> <p>C 情報の収集と提供</p> <p>スポーツ・レクリエーションに関する適切な情報の収集に努め、必要な情報に、必要なときにアクセスできる環境の整備をはかります。</p> <p>ＩＣＴを活用した、施設の予約情報のタイムリーな提供や、施設予約手続の利便性の向上をはかります。</p> <p>D スポーツ・レクリエーション団体への支援</p> <p>総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、その育成に努め、地域スポーツの計画的、組織的な推進をはかります。</p> <p>地域のスポーツ・レクリエーション団体の支援に努めるとともに、その組織化を推進し、活動の活性化をはかります。</p>
---------------------------	--

**[政策指標]**

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
週1回以上スポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合	36.5%	↗	↗

市民意識調査（平成21年度）による。

## (5) 文化財

### 【施策の目指す姿】

地域の暮らしの中で守られ、継承された文化財が、先人の知と技を伝え、個性あふれる地域文化の核となっています。

### 【現状と課題】

#### 【現状】

昭島には、国指定文化財が1件、東京都指定文化財が10件、昭島市指定文化財が24件あり、その保護・保存に努めています。また、多摩川沿いを中心に昭島に集落が形成されてから現代にいたるまで、その時代時代に生きた人々の生活や文化を調査し、その記録保存に努めています。

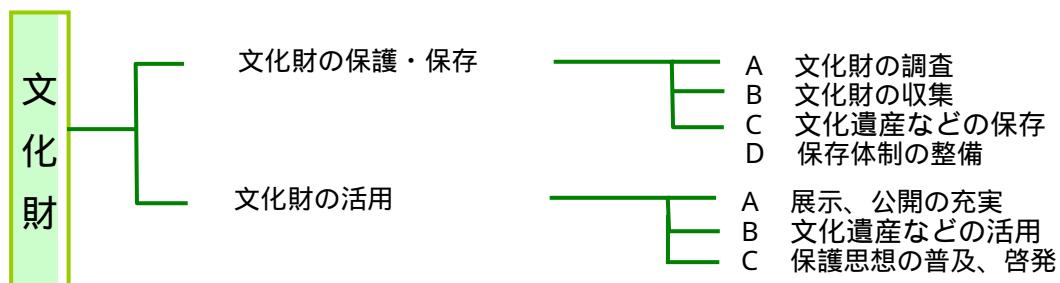
昭島市では、平成14年(2002年)3月から、市内から発掘された石器、土器類や市民から寄贈を受けた生活民具、古文書などを体系的に展示した、郷土資料室を開設し、古代から現代までの郷土の歴史、文化を紹介しています。

#### 【課題】

文化財は、地域の伝統的な文化が結実した、地域の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であるとともに、将来の地域づくりの核となるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められています。

都市化による生活様式の変化や宅地開発などにより、身近な文化遺産の継承を危ぶむ声もあります。これらの文化遺産を後世に伝え、地域の文化資産として活用を図るため、その調査と保護・保存が求められています。

### 【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
文化財の保護・保存	<p>A 文化財の調査 地域の文化財の調査に努め、関連する文化財の総合的な把握と長期的な視野に立った計画的な保護、活用をはかります。</p> <p>B 文化財の収集 引き続き、埋蔵文化財や民具、古文書などの収集をはかるとともに、その整理、記録、保存に努めます。また、文化財資料の充実にも努めます。</p> <p>C 文化遺産などの保存 歴史の営みのなかで生み出され、守り伝えられてきた文化遺産や伝統的な文化芸術は、市民の共通の財産です。将来の文化芸術の発展の基礎とするため、その保存と継承に努めます。</p> <p>D 保存体制の整備 収集、保存した文化財の適切な管理をはかるとともに、保存、収蔵スペースの確保に努めます。</p>
文化財の活用	<p>A 展示、公開の充実 学校教育や社会教育、レクリエーションの場などにおいて、文化財の効果的な活用をはかります。 アキシマクジラなど市の歴史と伝統を広く紹介するため、郷土資料室の活用をはかるとともに、文化財マップなどの活用により、文化財に関する情報の提供に努めます。 多目的な機能を有した社会教育複合施設の整備にあわせ、新たな展示保存スペースの確保を検討します。</p> <p>B 文化遺産などの活用 市民が、歴史的な文化遺産や伝統的な文化芸術に身近にふれることで地域に対する理解や愛着が育まれていきます。歴史的な文化遺産や伝統的な文化芸術に関する情報提供を充実し、市民の関心を高めて、文化事業の振興に向けた、さらなる活用をはかります。</p> <p>C 保護思想の普及、啓発 文化財に関するパンフレットの発行や講座の開催、文化財めぐりなどを実施し、市民の文化財に対する関心と認識を深め、文化財保護思想の普及、啓発をはかります。 文化財の保護などに関し、自主的な活動を行っている個人や団体との連携に努めるとともに、文化財に関する情報の共有をはかります。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
郷土資料室の入場者数	581		

事務報告書（平成 20 年度）による。